

平成24年度 第2回 練馬区入札監視委員会 議事概要

- 1 開催日時 平成24年11月8日（木）午後1時30分～午後4時00分
- 2 開催場所 練馬区役所 本庁舎5階 庁議室
- 3 出席者  
委員 松井委員、峯岸委員、明円委員  
区 総務部長、経理用地課長、施設管理課長、道路公園課長、計画課長、広聴広報課庶務係長、総務課長、総務係次席、環境課長、環境計画推進係長、総合体育館副館長、情報政策課長、住民情報係長、庁内情報係長、リサイクル推進係長、同係次席、契約係長、同係職員
- 4 傍聴者 なし
- 5 議事
  - (1) 前回議事録の確認（資料1）
  - (2) 審議案件
    - ①平成24年度前期入札案件の参加資格設定経過等について
      - ・工事契約一覧（資料2）
      - ・物品契約一覧（資料3）
      - ・委託等契約一覧（資料4）
      - ・設計・測量等契約一覧（資料5）
      - ・審議資料（抽出案件一覧）（資料6）
  - (3) 報告事項
    - ① 契約制度、区内事業者育成・支援のあり方検討専門部会について（資料7）
    - ② （仮称）練馬区暴力団排除条例の制定について
    - ③ 平成24年度前期入札・契約手続きの運用状況の報告について（資料8,9）
  - (4) その他  
次回開催日程
- 6 会議の内容
  - 前回議事録の確認について  
→全委員了承。
  
  - 平成24年度前期入札案件の参加資格設定経過等について（審議）
  - 抽出案件の説明  
（委員）  
今回の抽出した案件について、抽出理由を説明する。

- 1 「練馬区勢概要 平成24年版」の作成  
「わたしの便利帳」(平成24年度更新版)の印刷  
同様の印刷契約において、契約方法が違う理由を確認したい。
- 2 練馬区立旭丘小学校ほか92か所電気需給(単価契約)  
大泉区民事務所ほか29か所電気需給(単価契約)  
案件(電気需給)の概要と入札の経過を確認したい。また、今後の予定(施設の拡大等)についても確認したい。
- 3 集水枡清掃委託(その1)(単価契約)ほか同種案件3件  
集水枡清掃委託(その5)(単価契約)ほか同種案件2件  
同種案件において、前期と後期で落札率に大きな差がある。入札の経過を含め確認したい。
- 4 練馬区立三原台敬老館および児童館清掃業務委託  
他の建物清掃案件は入札をしているが、本件は随意契約である。理由を確認したい。
- 5 庁内基盤システムにおけるイントラ環境の機器等(平成24年度導入分)保守委託  
ほか44件  
同一の事業者への随意契約が45件ある。前年度との比較も含め、経緯を確認したい。
- 6 街区路線回収設置数表管理および資源回収ルート作成委託 ほか10件  
同一の事業者への随意契約が11件ある。業者指定の理由を確認したい。

●抽出案件1 「練馬区勢概要 平成24年版」の作成  
「わたしの便利帳」(平成24年更新版)の印刷

(事務局)

入札経過としては、「練馬区勢概要 平成24年度版の作成」は指名競争入札を行い、「わたしの便利帳」(平成24年度更新版)の印刷は特命随意契約で行った。前者は毎年度新規作成案件として入札を行っており、後者は誤りの補正や追記、制度、組織の改正等必要最小限の変更を加えるものであり、経費や作業期間の削減を図るために特命随意契約としている。

(委員)

「わたしの便利帳」は毎年新規作成していて、合間の増刷分のみ随意契約をしているということか。

(庶務係長)

「わたしの便利帳」の新規作成は4年ごとであり、その年は入札で契約の相手方を決めている。その後4年間の増刷分を随意契約で行っている。

(委員)

契約の相手方を決める方法は原則入札ですが、原版の活用による経費の低減や作業期間の短縮等の観点から、随意契約はやむを得ないと思う。

(委員)

原版の作成費と印刷費の内訳は把握しているのか。内訳がわからないと増刷分の金額の妥当性が判断できないはずだが。

(庶務係長)

内訳は把握している。ただし、新規作成時に比べ、増刷時では印刷部数が大幅に減るため、新規作成時の印刷単価よりは高くなっている。

(経理用地課長)

例えば、システムの長期継続契約の場合はプロポーザルで相手方を決めているが、当初の開発費用と次年度以降の運用費等を総合的にみて判断している。

今回の案件のように、数年度に渡って特命随意契約が続くような入札案件についても、何らかの方法で全体の経費を把握する必要がある。

★委員会最終意見

当初契約を入札により行い、次年度以降は随意契約を行い、結果的に複数年の契約となる案件は、契約金額の妥当性について検証し、トータルコストについても留意する必要がある。

●抽出案件2 練馬区立旭丘小学校ほか92か所電気需給（単価契約）

大泉区民事務所ほか29か所電気需給（単価契約）

(事務局)

電力の小売事業は、電気事業法による参入規制によって東京電力などの一般電気事業者の独占が認められてきたが、規制緩和により特定規模電気事業者（新電力）の参入が可能となった。区においては、これまで東京電力から随意契約により電力を購入してきたが、一層の経費節減と電力調達先の多様化を図るため、平成24年度においては、東京電力に加えて新電力を購入の対象として競争入札を実施することとした。

契約方法は、制限付一般競争入札であり、どちらの案件も2社の応札があり、いずれも同じ事業者が落札した。

(環境課長)

今後については、新電力の導入によって経費節減が見込まれる施設がまだあるので、その施設を対象に導入を増やしていく予定である。

(委員)

新電力の導入は初めてか。本件の入札に東京電力が参加していないがどうか。また、東京電力と契約した場合と本件の新電力導入との比較はどうか。

(総務課長)

新電力を入札で決めるのは初めてだが、区内小学校6校では既に新電力の東京エコサービスから電力を購入している。東京エコサービスは、東京23区清掃一部事務組合のゴミ焼却熱を利用した新電力である。

本件の入札は、東京電力も対象だったが、事前に入札には参加しないという意向を聞いており、実際に入札結果も東京電力は不参加であった。

東京電力と契約した場合と今回の落札業者との契約の場合で、約500万円弱の経費節減となった。

本件の入札時以降も状況は刻々と変化しており、状況をみながら拡大を検討していく予定である。

(環境課長)

区としては、CO<sub>2</sub>排出係数が低いところから需給したいと思っており、東京エコサービスはこの係数が非常に低いため、需給を拡大したいと考えている。

★委員会最終意見

契約は問題なく行われている。

電力の安定需給と経費削減の観点から新電力導入を進めていただきたい。

- 抽出案件3 集水枡清掃委託(その1)(単価契約)ほか同種案件3件  
集水枡清掃委託(その5)(単価契約)ほか同種案件2件

(事務局)

区内の集水枡を清掃し、集めた汚泥を処分事業者へ運搬するという業務内容で、区内を4地域に分け、年間を前期、後期の2回に分けて入札している案件。

前期と後期で落札率が大きく開いた原因として、平成23年度から平成24年度にかけて対象業種を「一般土木」から「道路・公園管理」へ変更したことと、この案件が単価複数の案件で、単価合計額で入札するという方法をとっているため、事業者の積算の仕方に違いがあったのではないかと推察している。

(委員)

区の積算に問題がなかったのか、そこが気になって抽出したが、そうではなく、事業者側の積算の問題ということだろうか。前期が下げ過ぎたから後期は高い金額で入札してきたということか。

(道路公園課長)

前期に予定額の3分の1で入札した事業者が、履行していく上で資金的に厳しかったということは、担当も認識している。前期の状況から判断して、後期は全社が金額を上げて入札をしたと思われる。

(経理用地課長)

今年度から、対象業種を「一般土木」から「道路・公園管理」に変更したこともあり、単価合計という入札方法に慣れていない事業者も参入し、積算に混乱が生じたのではないかと考えている。

(委員)

落札率の大きな差が目立ったが、区の積算に問題があったのではなく、事業者側の積算が原因だったということで、了解した。

★委員会最終意見

契約手続きは、適切に実施されている。

●抽出案件4 練馬区立三原台敬老館および児童館清掃業務委託

(事務局)

本案件は、平成24年度から開始する練馬区立スポーツ施設の指定管理者制度導入に伴う施設の維持管理に付随する案件である。三原台敬老館および三原台児童館は、三原台温水プールに併設された施設であり、定期清掃については、施設が開設した当初から三原台温水プールの業務の一環として実施してきた。三原台温水プールは、平成24年度から指定管理者が施設の維持管理を運営することとなったため、人員の配置や消耗品等物品の調達、ゴミの収集運搬など効率的な業務を遂行するために同じ事業者と契約するものである。

(委員)

このような大規模な複合施設については、同じように随意契約をしていくという考えか。

(総合体育館副館長)

本件の対象施設は、特殊な施設であり、敬老館や児童館の設備を全て温水プールの機械室で管理しているため、一体的に管理することにより効率化を図れる施設である。

★委員会最終意見

契約手続は、適切に実施されている。

●抽出案件5 庁内基盤システムにおけるイントラ環境の機器等(平成24年度導入分)  
保守委託 ほか44件

(事務局)

当区のシステムは大枠で12システムあり、最初はプロポーザルにより事業者選定を行い、その後は関連する契約も随意契約を行っている。

(情報政策課長)

12システムの中で、大きなシステムは、住民情報システムと庁内オープンネットワークシステムと練馬区教育ネットワークシステムの三つである。

どのシステムも、開発当初はプロポーザルによる事業者選定をし、5年の長期継続契約を行う。実際は、5年ごとに開発すると経費がかさむため、コストメリットを考えて10年契約をしている。そのシステムに付随する契約も同期間開発事業者への随意契約となる。ソフトウェアの異常からネットワーク異常、そしてハードの故障へと繋がるため、一体的な対応が不可欠であるためである。

昨年度との比較については、今までの説明のとおり、5年のサイクルで契約しているため、一概に言えない。

また、今後は、ハードは仕様を特定して入札を行い、システムの管理運営は開発事業者に随意契約していく。今年度のグループウェアパソコンについても約3000台のパソコンの調達が入札により行い、管理運営については開発事業者に委託している。また、外部のシンクタンクについては、CIO補佐官という形で調達についての相談役を設けて相談をしている。

また、システムは5年から10年の周期でみているが、次期の調達では、練馬区としての新たな共通の基盤を作り、その上にのせるソフトについてはいずれのものでも動くものを、という計画を立て取り組みを始めているところである。

(委員)

プロポーザルで決定した事業者と5年から10年の契約をしているということだが、各年度の契約金額をどのように決めているのか。

(情報政策課長)

実績業者から見積をとり、CIO補佐官にも加わってもらい妥当性を判断している。なお、現在の補佐官は、民間シンクタンクにお願いしている。

また、他区との比較も行っている。

(委員)

契約金額が事業者の言いなりになっていないかという点が気になっていたが、補佐官への相談や他区との比較を行っているということで、了解した。

★委員会最終意見

この案件に問題があるということではなく、抽出案件1と同様、実態が長期になる契約については、金額について慎重なチェックが必要である。

●抽出案件6 街区路線回収設置数表管理および資源回収ルート作成委託

(事務局)

練馬区リサイクル事業協同組合は、区内に事業所を有し、近隣地区に中間処理施設を有する区内再生資源取扱業者(25社)により組織されている。そして、容器包装リサイクル法に基づく容器包装材の全て(ガラスびん、飲食用缶、ペットボトル、紙パック)について、回収・運搬・中間処理を一括して行うことができる区内唯一の事業者である。回収したその日に中間処理施設へ搬入するため、回収場所と中間処理施設の間を複数回往復する必要がある、設備の整った中間処理施設を近隣に所有している事業者は他にない。このような理由により、練馬区リサイクル事業協同組合と随意契約をしている。

(委員)

この組織は事業者が自主的に集まってできたものか。区からの何らかの働きかけでできたものなのか。

(清掃リサイクル課)

この協同組合は、発起人が区内の再生資源を扱う事業者に声をかけ、平成11年に設立された。また、文書には残っていないが、今後拡大していくリサイクル事業を担うにはこのような団体の設立が必要であるという話を、当時の清掃リサイクル課長が事業者にしたということも聞いている。

(委員)

練馬区リサイクル事業協同組合がどういう団体なのか、説明を聞いて了解した。

★委員会最終意見

契約手続は、適切に実施されている。

■契約制度、区内事業者の育成・支援のあり方検討専門部会について（報告）

（経理用地課長）

資料7に基づき説明。

（委員）

プロポーザルについて、資料6の抽出案件にあった、情報処理システムの案件も、5年経過後は再度プロポーザルを行うということか。

（経理用地課長）

基本はそうである。

（委員）

プロポーザルの評価項目にある「見積額の妥当性」とは、提案内容との整合性をみるのか。

（経理用地課長）

価格点の考え方は、提案内容との整合性をみるのではなく、あくまでも価格のみでの判断であり、予定額から低くなれば点数が上がる。

（委員）

評価項目の「提案内容」について、評価の視点ごとにどのような配点になるのか。

（経理用地課長）

今回の資料にある配点は例示であり、各配点については実際の案件にあわせて主管課が決めることになる。

■（仮称）練馬区暴力団排除条例の制定について（報告）

（経理用地課長）

参考資料に基づき説明。

（委員）

下請事業者が暴力団関係の事業者だとわかった場合、その下請事業者を外してもらうのか、それとも区との契約自体を解除するのか。

(経理用地課長)

元請事業者が知っていて下請として使った場合は、区との契約自体を解除する。

また、元請事業者が知らずに下請として使った場合は、その下請契約を解除してもらう。区と元請事業者との契約書の中に、下請との契約にも暴力団排除の規定を盛り込むようにという内容が含まれている。

■平成24年度前期入札・契約手続きの運用状況の報告について（報告）

（事務局）

資料8、9に基づき説明。